令和2年度 瑞穂市障害者自立支援協議会

第1回全体会

●開催年月日 令和2年8月26日(水) 総合センター5階 第1~3会議室

●開 会 13時30分 / 閉会 15時30分

●出席委員 安藤 邦章 · 牛丸 真児 · 宇野 睦子 · 加藤 央

玄 景華 ・ 塩谷 岳二 ・ 伴 典行 ・ 林 たつ美 ・

棚瀬 友美 ・ 児玉 太 ・ 林 善太郎 ・ 松本 深香

畑中 信造 ・ 上野 敦子 ・ 森 敏幸 ・ 飯沼 博美

16名

●欠席委員 国枝 武俊 · 杉本 千代 · 豊田 浩充 · 中島詩絵里

4名

●瑞穂市障害者自立支援協議会事務局

健康福祉部長 平塚 直樹 ・ 福祉生活課長 栗田 正直 ・

福祉生活課 藤橋 克年 • 福祉生活課 桂川 伸哉

【議題】

- 1 市の障がい福祉に係る状況について
 - ①瑞穂市障がい者総合支援プランに係る各種実績値の報告
 - ②第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの策定について (令和元年度アンケート調査結果報告書)
 - ③基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の整備について
 - ④令和2年度の障がい福祉について
 - ・手話奉仕員養成講座について(本巣市・山県市・北方町との合同開催)
 - ⑤市内の福祉事業所等について
- 2 各部会の報告及び活動計画について
 - ・ 各部会の進捗状況について

くらし部会 (児玉 部会長)

子ども部会 (林 部会長)

相談支援部会 (牛丸 部会長)

3 その他

会議の内容(抜粋)

1 開会 13:30

司会 定刻となりましたので、これより令和2年度瑞穂市障害者自立支援協議会第1 回全体会を開会いたします。

> 本日の会議は、委嘱委員 20 名中、出席者 16 名で過半数以上となりますので 瑞穂市附属機関設置条例第 8 条の規定に基づき本協議会は成立いたします。

> はじめに、健康福祉部長より皆様のお席にて委嘱状を交付させていただきます。

2. 委嘱状交付 (異動等による後任の委員の方々に委嘱状を交付)

≪健康福祉部長より委嘱状の交付≫

3 挨拶

会長委員のみなさま、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症も落ち着いていない環境の中、不安が残る中お集まりいただき誠にありがとうございます。昨年度の第2回の全体会は3月予定でしたが、瑞穂市もロックダウンということで、中止になりましたことをお詫び申し上げます。当年度は、自立支援協議会の委員の任期の3年目ということになります。人事異動、退職に伴う委員の交代もありますので、闊達なご意見をいただければと思います。特に、第2期瑞穂市障がい者総合支援プランが策定中でございますので、これに対しての各委員のご意見をお願いいたします。

健康福祉部長

本来であれば、市長の森からご挨拶をさせていただくところではございますが、後期高齢の方の議会がありますので、代わってご挨拶をさせていただきます。

日頃は福祉行政、中でも障がい福祉施策に格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。この場をお借りしてお礼申し上げます。さて、会長の挨拶にもありましたが、新型コロナウイルスの関係でございますが、8月15日以降は当市での感染者は確認されておりませんが、憂慮すべき状況であることから注視しております。本日は欠席でありますが、もとす医師会の国枝会長からお話がありましたのは、9月中旬からPCR検査をもとす医師会でも実施すべく段取りをしているということでした。

瑞穂市障害者自立支援協議会は、瑞穂市の障がい施策の方向性を担っていただく、また、様々な事業についての評価についてもご指導いただくという会議

になります。活発なご意見をいただくことで、当市の施策に活かしていきたい と考えますので、よろしくお願いを申し上げます。本日はよろしくお願いしま す。

司会 それでは、これより議事に移らせていただきます。これからの議事進行は瑞 穂市附属機関設置条例第7条第3項に従いまして会長である玄委員に議長をお 願いすることになります。よろしくお願いします。

4 議事

会長 ご指名をいただきましたので、本協議会の議長を務めさせていただきます。 協議会の進行になにとぞご協力をよろしくお願いいたします。

まずは本協議会の会議録について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 会議録の作成方法や確認方法について3点ほどご提案をさせていただきます。まず1点目は会議録を要点筆記とさせていただきたいと思います。2点目は発言した委員の氏名は実名ではなくA委員、B委員というように記載をさせていただきたいと思います。3点目は作成した会議録の確認方法につきましては会長、副会長に確認をしていただき了承を得てから会議録として公開とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長
それでは、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

≪全員挙手≫

会長 挙手全員でありますので、本委員会の会議録は、要点筆記とし、発言した委 員の実名は記載しないこととし、会議録は会長、副会長の了承を得て公開する こととします。

会長 引き続きまして、本協議会の部会長の選出について審議します。 事務局より説明をお願いします。

事務局 くらし部会長におきましては、前年度まで瑞穂市社会福祉協議会の田宮委員にお世話になっておりましたが、この春に所属をご退職されましたので、部会長が空席でございます。委員の後任として同じく瑞穂市社会福祉協議会の児玉様に委員をお願いすることができましたので、児玉委員にくらし部会長をお願いできたらと考えております。

会長 只今、事務局より説明がございましたが、何かご意見ございますでしょうか。 (意見なし)

会長
それでは、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

≪全員挙手≫

会長 挙手全員でありますので、くらし部会長につきましては、児玉委員にお願い します。事務局と連携しまして、くらし部会の活動をよろしくお願いします。

会長 それでは議事1「市の障がい福祉に係る状況について」から順に進めてまいります。自立支援協議会の役割のひとつとして、福祉計画のチェックというものがありますので、それを踏まえてご意見がございましたら積極的にご発言をお願いいたします。では、①の「瑞穂市障がい者総合支援プランに係る各種実績値の報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局
それでは資料に基づき説明させていただきます。

≪資料「令和元年度実績報告(抜粋)」資料1を基に説明 *説明部分省略≫

会長 ありがとうございました。只今、事務局から説明がございました。内容等で 何かご意見等ございませんか。

障がい者総合プランの中には、未達成の項目もございます。この点について 審議ができると良いかと思いますが、いかがでしょうか。

- A委員 ②学校教育の充実にある項目のうち、特別支援教育の推進について質問があります。「特別支援教育コーディネーターを中心に」との記載がありますが、これは、学校が中心になって実施していくことを想定しているのでしょうか。
- B委員 各小学校、中学校、高等学校では、特別支援教育コーディネーターという役割を置くようになってきております。この場合は、瑞穂市内の小学校、中学校、もしかすると幼稚園も対象としているのかもしれませんが、そのような立場にある方を指しているのではないかと考えます。瑞穂市にはありませんが、特別

支援学校にもコーディネーターが在籍しており、教員がコーディネーターとして業務を行っております。

会長 ありがとうございます。障がい福祉においても学校教育と連携して、様々な 事業を展開していただければと思います。他にはいかがでしょうか。

それでは、議事1の2第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの策定について、 事務局より説明をお願いします。

事務局
それでは資料に基づき説明させていただきます。

≪資料2を基に説明 *説明部分省略≫

会長 現在、第2期瑞穂市障がい者総合支援プランを策定中です。特に、2015年に 国連サミットで採択されたというSDGsを第2期の支援プランに取り入れて おります。これを踏まえて重点ポイント等も少し加味しております。なお、計 画策定委員会では、11月に各分野別の施策の検討と計画素案の審議を行う予定 ですので、本日ご意見があれば、その際に検討をしていただこうと考えますが いかがでしょうか。事前にお配りしたアンケート結果については、障害者手帳 を有する方全員を調査対象としております。また、障がい者団体にもアンケー トを行っており様々なご意見をいただいております。

副会長 SDGsを盛り込んだという点については、大変良い取り組みだと思います。 17の目標が、瑞穂市の計画のどの部分にリンクしているのか明確であると良い と思います。施策の体系と比較すると分かり易いと思います。

事務局 ありがとうございます。計画策定委員会において、今のご意見を検討してい きたいと考えます。

会長 施策の体系については、重点項目が追加された以外は、第1期と基本的には 同じ内容となっております。11月には具体的な計画案が出来上がる予定で、その後、パブリックコメントを実施する予定となっております。

それでは、議事1の③基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の整備について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。こちらにつきましては、資料はございません。今年度に入りまして、瑞穂市、本巣市、北方町の旧本巣郡の2市1町と

もとす広域連合で話し合いを行っております。また、来月にも2市1町での会議を予定しております。今後の動向次第にもよりますが、単独での整備につきましても考えていく必要があります。

- 会長 毎回、議題に挙がる問題ではありますが、ご意見はいかがでしょうか。もと す広域連合で協議中とのことでしたが、過去には、単独での設置も必要ではな いかとの委員からのご意見も多々あったと記憶しておりますが、いかがでしょ うか。
- C委員 基幹相談支援センターというのは、かなり前から話題になっていたと思います。今の話では、2市1町で協議されたということでよろしかったでしょうか。
- 事務局 一度、2 市 1 町の担当者と、もとす広域連合の課長との間で、協議を行っております。
- C委員 その際の担当者レベルでの話し合いでは、どのような感じであったのでしょうか。単独という感じだったのでしょうか。瑞穂市の現状を考えると、瑞穂市単独で実施した方が良いのではないかという意見は、過去に他の委員からも出ていたと思います。そうした自立支援協議会での意見も、担当者会議では示していただいたのでしょうか。今のお話では、方向性が少し分かり難く感じました。
- 事務局 担当者会議では、協議会で出たご意見はお話しておりません。なお、もとす 広域連合の側の反応としましては、困惑していたという感じではありました。
- A委員 障害者支援プランの中に、地域生活支援拠点等の整備という項目があります。 その内容欄では、障害者自立支援協議会で協議を進めますとの記載があります。 それを踏まえると、協議会としての関りは必要となるものと考えます。
- 事務局
 これからも、障害者自立支援協議会で協議をお願いいたします。
- 副会長 第1期の瑞穂市障がい者総合支援プランの中に同じ文言があります。国が出しているガイドラインに基づいていると思いますが、過去の自立支援協議会の全体会においても、委員から2市1町で落としどころを決めるのは難しいのではないか。瑞穂市の規模であれば、単独で実施するべきではないかという意見が出されており、私も同じ意見です。それぞれの市町の立場が錯綜して、三つ

巴になって進まなくなってしまうので、単独設置に賛成です。

D委員 全国の基幹相談支援センターの状況を見てみますと、基幹相談支援センターというのは、処遇困難事例であるとか、虐待事例であるとか、障害福祉サービスを飛び越えた相談があります。今のご時世ですと、新型コロナウイルスで生活困窮になった方で障がいが疑われる相談ですとか、障がい者かよく分からないが何となく障がい者らしいという相談があります。こうした場合、どこに相談を持っていくか、どのように地域の中で調整していくかということが問題になりますが、基幹相談支援センターがイニシアチブをとって調整する必要があります。そうしますと、臨界規模を考えますと、2市1町だと規模を超えているのではないかと思います。瑞穂市程度の行政規模であれば、瑞穂市独自でないと機能しないと考えます。

E委員 基幹相談支援センターも手本になるような場所もあるが、小さい市町だと、 行政の職員でそれらしい事務をしている人の席に基幹相談支援センターという 立て札があるだけの場合もあります。基幹相談支援センターを独自で立ち上げ るのであれば、有り方について自立支援協議会で協議していく必要があると考 えます。

会長 瑞穂市障害者自立支援協議会の意見としては、単独で実施していく方向で検 討していただきたいということで、意見をまとめさせていただきますがよろし いでしょうか。単独で実施した場合の運用については、自立支援協議会で協議 を進めたいと思います。

それでは、議事1の④令和2年度の障がい福祉について、事務局より説明をお願いします。

事務局
それでは資料に基づき説明させていただきます。

≪資料3を基に説明 *説明部分省略≫

会長 ご質問ございますでしょうか。それでは、議事1の**⑤瑞穂市内の福祉サービ ス事業所について**、事務局より説明をお願いします。

≪資料4を基に説明 *説明部分省略≫

会長徐々にではありますが、施設ができてきているという印象です。ご質問等ご

ざいますでしょうか。

それでは議事の2ということで、各部会の報告及び活動計画について、くら し部会お願いします。

- F委員 くらし部会では、年度末に先進自治体に視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症のため、中止となってしまいました。そのため、本年度は、研修の機会を作りたいと考えております。事務局と連携して、研修内容や講師の選定等を進めてまいりたいと考えております。研修会には皆様方にもご参加いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 会長 くらし部会の担当領域は広いものでありますが、その中でも、地域生活支援 拠点の検討、成年後見制度の従事者理解の向上促進を課題として挙げていただ いております。続きまして、子ども部会お願いします。
- 昨年度は12月と2月の2回実施しております。活動は、途切れない支援、医 G委員 療的ケア児の支援を念頭に置いております。そうした中で、令和元年度に関し ましては、ここ数年検討をしておりました、子育て相談パンフレットを発行い たしました。妊娠時期から幼児期、学校時期に相談できる場所等についての情 報を載せております。子ども部会には、教育委員会、幼児支援課、健康推進課、 福祉生活課の担当者に参加いただいたほか、特別支援学校、療育機関の職員、 放課後等デイサービスの担当者にも参加いただいており、どのような事業活動 を行っているかということについて意見交換を行いました。具体的には、新型 コロナウイルス感染症により学校や幼稚園、保育園が休校になったこともあり、 家庭での悩みが増えたと感じております。そうした中で、6月以降で登校、登園 するにあたり、つまずきがあった児童がいると思います。実際に不登校等の問 題が大きくなってきていると感じています。瑞穂市内では、教育支援センター で不登校の対応ができる施設がありますので、その活動内容について学校教育 課の先生からご説明を受けました。また、放課後等デイサービスの利用実績が うなぎ登りです。事業所も増えてきており、実際にどのような活動をしている のか教えていただきました。その他、児童発達支援事業ということで、もとす 広域連合療育医療施設幼児療育センターの活動内容、医療的ケア児に関して、 療育ルームオーロラの取組について話を伺いました。第2回については、現場 を見てみたいということで、オーロラさんの施設見学及びサービス管理責任者 のお話を聞きました。また、放課後等デイサービスの施設として、ヒューマン ハート穂積にも見学をさせていただくとともに、お話をお聞きしました。今年 度につきましては、パンフレット発行のその後ということで、活用例について

交流をしていきたいと思います。また、新しく放課後等デイサービスの事業所ができましたので、見学をすることができればと考えております。また、医療的ケア児の実態把握ということで、協議の場を継続していきたいと考えております。

会長 ありがとうございました。ただ今の活動報告について、ご質問はございますでしょうか。昨年度、子育て相談パンフレットを作成いただきましたが、分かり易い内容になっております。子ども達は新型コロナウイルス感染症の影響が、大きかったと思いますが、今後のことも含め、問題点や課題があれば検討していただきたいと思います。特に、医療的ケア児の場合、リスクが高いと思われますので、実態把握を進めていただければと思います。続きまして、相談支援部会お願いします。

E委員

昨年度の相談支援部会は、5月、11月、1月、2月の4回実施しました。 今年度は6月に実施し、来月にも予定しております。事例検討を行っており、 昨年度は20事例を検討しました。一昨年度に引き続き、昨年度も年間の事例 検討を個別支援会議事例分析としてまとめましたので報告します。この分析は、 個々の相談支援部会で検討した後に、課題の82項目の中から該当する項目を チェックし集計することで瑞穂市の課題を捉えることを目的としております。 分析には検討内容と考察を加えております。考察としましては、大分類「くら し」の高得点が目立ちます。中でも小分類「居住」にある、課題「障害特性に 適した暮らし場の確保」「居住系事業の不足・人材不足」「介護者亡き後の支援」 の点数が高くなっております。これは、障がい者、養護者の高齢化が進行し、 実際に養護者不在の状況が発生しているためである。また、大分類「家族」の 小分類「家族関係」にある、課題「家族の介護能力が低い」の点数も高いが、 これは前述の課題「障害特性に適した暮らしの場の確保」と相互関係にある部 分もある。強度行動障害に対し、家族の対応をする能力が低いために、強固な 問題行動が存在し続け、居住系受け入れ先の確保を困難にしている。このよう に、強度行動障害に対応した共同生活援助の確保は切迫した問題であるが、現 状、対応する事業所が県内にほぼありません。何らかの手立てが必要です。一 方で、家族の対応をする能力を向上させる取り組みも必要です。大分類「子ど も」の小分類「家庭」にある、課題「養育能力が低い」の高得点が示すように、 若い世代の養育能力の低下が目立つ。母の就労、核家族化、地域との繋がりの 希薄化といった、家庭を取り巻く環境の変化が、預かりのニーズの高まりを促 進し、放課後等デイサービス、児童発達支援等の事業所の充足がそれを満たし ている。しかし、サービスに頼る意識が、自己解決する能力の向上を阻害し、

養育能力の低下を招いている。本巣市、大垣市等の近隣市町は、特別支援学校利用者、特別支援学級利用者毎に放課後等デイサービスの支給量に制限を設け、こういった問題に対応している。瑞穂市は申請時に医療的な意見書等を求めはするものの、支給量に関する制限は特にない。他市町のように制限を設けるべきか、検討しなくてはいけない。また、ただ制限をかけるのみでは、現に存在する預かりのニーズを解決できない。他市町は預かりのニーズにどう対応しているか、瑞穂市と比較してどうか、調査をする必要がある。これら障害児の預かりに係る調査、検討をする組織として、プロジェクトチームの設置を提言します。次に、当年度の計画ですが、昨年度同様に事例検討を繰り返し、分析報告等を通して課題の洗い出し、問題提起をしていく予定です。

会長 ありがとうございました。分析していただくことで、瑞穂市の弱い部分が見 えてきていると思います。ご質問はございますでしょうか。それでは、プロジェクトチームの設置について話を進めます。これは、昨年度の協議会で承認を いただいたものです。プロジェクトチームの具体的な設置について議論してい きたいと思いますので、相談支援部会より説明をお願い致します。

E委員

先ほど述べましたプロジェクトチームの設置についてですが、目的は、放課 後等デイサービスに係る実態調査及び適正化が必要であれば、その方法の提言 を行うことを目的としています。放課後等デイサービスの課題としましては、 放課後等デイサービスガイドラインを用いたサービス提供の実態把握のための 調査報告書に記載があります。瑞穂市の実態ですが、平成29年度の人日分の計 画地が 400 である一方、実績値は 987 となっており、平成 31 年度は 1400 を超 えております。次に、放課後等デイサービス、放課後児童クラブの施設数です。 瑞穂市と本巣市の比較ですが、本巣市はこの問題にいち早く取り組んでおりま して、令和2年度における瑞穂市の放課後等デイサービスの事業所数は9か所 であるのに対し、本巣市は2か所です。放課後児童クラブは瑞穂市が7か所で あるのに対し、本巣市は19か所となっております。単純に見ますと、本来で あれば放課後児童クラブを利用するべきである人が、放課後等デイサービスに 流れているのではないかということが見て取れます。次に、放課後等デイサー ビスを適正化した場合に予想される効果ですが、まず、療育の必要な障害児が 放課後等デイサービスを利用することができるようになる点があります。現在 は、軽度の利用者が中心であるため、本当に必要とする児童が利用を拒否され る事例が実際にありました。しかし、軽度の障がい傾向を持つ子どもが地域社 会で育つようになることで、事業所は重度の障がいを持つ子どもを受け入れる ことができるようになります。次に、事業所の質の向上が挙げられます。3点目

に、インクルージョンにおる共生型社会の動機、4点目に家族が本人との関わり 方を学ぶことができるようになること、5点目に計画相談のリソースを重度の障 がい者に確保できること、6点目に市の行政事務や公費負担の軽減を挙げること ができます。最後に、構成員ですが、子ども部会長、相談支援部会長、子ども 部会所属のB委員の外、オブザーバーとして数名を予定しております。

会長 ありがとうございました。初めてのプロジェクトチームの設置についてご提案をいただきましたが、質問はございますでしょうか。あくまでもプロジェクトチームですので、放課後等デイサービスの実態について調査をしていただくとのことで、できましたら、第2回の全体会で報告を受けたいと思います。では、プロジェクトチームの構成員も含め、ご承認ということでよろしいでしょうか。では、異議はないようですので、動いていただきたいと思います。また、現在部会は3つありますが、それぞれの委員はいずれかの部会に所属いただけると助かりますので、ご協力をお願いします。昨年度の全体会で議論になりましたが、自立支援協議会の規則が必要かと考えます。事務局とも検討をし、ルール作りを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは本日の議題は全て協議されました。これで会長の任務は終了させて いただきます。議事進行がスムーズにできましたことを感謝申し上げます。次 回の全体会は3月になるかと思いますがよろしくお願いします。

事務局 会長を始め委員の皆様には長時間にわたり慎重審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。

相談支援部会 個別支援会議事例分析

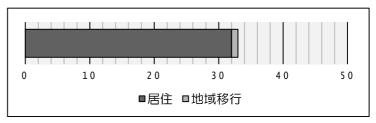
令和元年度報告

はじめに

検討した事例の生活機能と背景因子について分析する。課題82項目を大分類9項目と小分類19項目にまとめ、検討した事例の該当した課題を統計的に数値化した。詳細な件数は別紙に記す。ここでは各分類で多かった課題や、特に対応が必要と思われる内容について報告する。

大分類「くらし」

重度知的障害者の養護者が疾病になり、障害者が独居となり得る事例が頻繁にみられた。近年問題となっている障害者の高齢化は、即ち養護者の高齢化でもあり、今後も増加が危惧される。そのような場合に、緊急避難的



に一時的な居住の役割を持つ短期入所であるが、市外に共生型短期入所事業所が新設されて一定の担保がなされたものの、瑞穂市には事業所がない。(市内、共同生活援助事業所による空床利用型短期入所は、共同生活援助が常に満床のため休止中である。)特に、強度行動障害を持つ重度知的障害者は、特別な配慮が必要なためにリスクを伴い、共生型も利用できない。さらに、共同生活援助においては、強度行動障害の受け入れ可能な事業所が、瑞穂市のみならず岐阜県においてほぼ皆無である。障害特性に合わせた施設が望まれる。(「介護者亡き後の支援」、「緊急時の支援」、「居住系事業の不足・人材不足」、「障害特性に適した暮らしの場の確保」)

養護者不在の状況であっても、家族が居住系の利用に納得できず、在宅生活を希望した事例があった。しかし、ヘルパーの人材不足の問題があり、在宅生活は困難を伴った。短期入所事業所、共同生活援助事業所が潤沢ではない瑞穂市の実情を鑑み、例えば、介護保険サービスにおける定期巡回・随時対応型訪問介護看護のような、在宅生活を支える瑞穂市独自の柔軟な仕組みづくりが求められる。(「介護者亡き後の支援」、「居住系事業の不足・人材不足」)

強度行動障害の受け入れ可能な共同生活援助事業所がないとすれば、地域移行すべきとは言え、現実的には施設入所の利用をせざるを得ないが、同様に遠方である。施設入所の利用を目指し、障害者、事業所の双方が慣れるために、施設に付随した通所系サービスの定期的な利用から開始するが、遠方のため利用に困難が生じる。(「介護者亡き後の支援」、「居住系事業の不足・人材不足」)

見守り不在を補う日中一時支援も、瑞穂市には事業所がない。また、地域生活支援事業であるため報酬単価 は市町が設定するが、瑞穂市の報酬単価が比較的低いため、受け入れ拒否の理由になり得る。さらに、市内に ないため市外事業所の利用となるが、瑞穂市に送迎加算がないことで家族送迎となっており、利用に不備が生じている。(「居住系事業の不足・人材不足」)

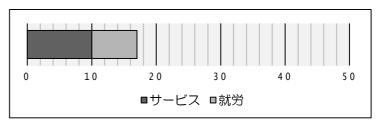
母の就労のため見守り不在が生じるが、障害児であるため学童保育の利用が難しく、放課後等デイサービスの利用を希望する事例も多い。詳しくは、大分類「余暇社会参加」にて述べるが、本来、学童保育と放課後等

デイサービスは定義が違い、代替とはなり得ない。障害児に対応できる学童保育が望まれる。(「障害特性に適した暮らしの場の確保」、「居住系事業の不足・人材不足」)

この他、共同生活援助を利用している障害者が65歳となり介護保険に移行することで、本人の意向に反し、 住み慣れた共同生活援助事業所を退去せざるを得なくなる事例もあった。この問題も障害者の高齢化に伴い、 今後は増加すると思われる。(「障害特性に適した暮らしの場の確保」)

大分類「日中活動」

就労継続支援A型には、利用料の利用者負担を減免する制度があるが、就労継続支援B型にはない。障害者本人の収入が低くても配偶者に収入があり、課税世帯である場合には利用者負担が発生する。そして、就労継続支



援B型の工賃額は低いため、就労継続支援B型の利用料と相殺されることとなる。つまり、就労継続支援B型を利用する以外に就労の方法がない、配偶者のいる障害者にとっては、収入を得る手段を喪失し、就労する機会の喪失につながる場合がある。(「就労の場の確保」、「本人に見合った就労支援」)

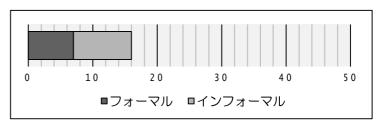
就労継続支援A型を利用する生活保護受給者が、勤労控除額以内での就労に留めようとする事例があった。 就労継続支援A型には収入獲得の以外にも、就労を維持させ、また一般就労を目指すなど、ステップアップの 意欲を促す役割が求められる。(「サービスの質」、「本人に見合った就労支援」)

障害児の関わり方が分からず、問題行動に対応できない家族が、預かりを求めて放課後等デイサービスを希望する事例が多数あった。この場合、預かりはデマンドであり、関わり方がニーズである。障害児と家族を放課後等デイサービスなどで一時的に分離することは、問題の根本的な解決ではない。居宅介護によって自宅で支援し、家族のレスパイトを行いつつ、家族に関わり方を学習させるべきであるが、現状はヘルパーの人材不足により支援が行えない。(「サービス事業所の不足」、「人材不足」)

重度知的障害児が放課後等デイサービスの利用をできない事例が、前回に引き続き取り上げられた。改善の なされていないことが浮き彫りとなり、対応が必要である。(「サービスの質」)

大分類「余暇社会参加」

大分類「くらし」でも述べたが、障害児の 見守り不在に対する預かりのニーズは多い が、学童保育と放課後等デイサービスは定義 が違い、代替となり得ない。学童保育は預か りであるが、放課後等デイサービスは療育で



ある。放課後等デイサービスの利用量は、必要な療育量から算出するため、必要な預かり量と合致しない。預かりの資源が不足している。障害児に特化した学童保育、あるいは日中一時支援が必要である。現状の学童保育が限界である以上、民間委託が解決と思われるが、民間の学童保育は利用料が高額となる傾向があり、その場合は安価な放課後等デイサービスの利用が継続することとなる。公的な援助が望まれる。(「その他」、「活動の場がない」)

また、共生社会の枠組みでは地域社会が見守ることになる。子どもが自然に育つためには、地域の子どもた

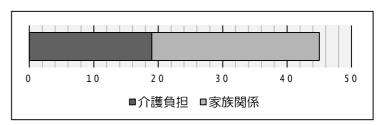
ちと一緒に通える場が望ましい。大垣市のプレーパークなど、他市町のインクルージョンな取り組みを参考に した資源開発が求められる。(「ボランティアが少ない」、「活動の場がない」)

障害児の支援については、事業所のみならず、家庭においての家族の実践が重要であるが、本人のためにと 多量のサービスの併用を行い、逆に家族が関わりについて学習する機会を喪失している事例が複数取り上げられた。そのような家族に対しては、例えば、ダウン症の親子教室を地域で定期的に開催し、ベビーマッサージなど自然に参加させる設定がなされていると、関わりを学習するきっかけになり得る。(「ボランティアが少ない」、「活動の場がない」)

この他、知的障害者や精神障害者等にはある交通費の助成が、難病にはない、などの問題も取り上げられた。 (「外出支援が充分に受けられない」)

大分類「家族」

主に自閉症の知的障害者では、療育時期の 家族が支援を不要とする姿勢は、本人の将来 に重大な影響を及ぼす。家族が本人に対する 関わり方を学べず、本人が大人になるにつれ て親子関係が逆転し、強度行動障害が顕在化



する。家族は本人に対する接し方が分からないため、強度行動障害により家庭環境が危機的な状況となる。一方で、家族は周囲から孤立するため、本人と家族の共依存が深まる。さらに、支援拒否によりサービスの利用が進まず、養護者不在時に向けた準備ができない。このような事例が多数あった。療育時期における家族と支援者の関係構築は、非常に重要である。(「家族の介護能力が低い」、「家族関係が悪い」、「家族間の共依存」、「家族が支援を拒否する」)

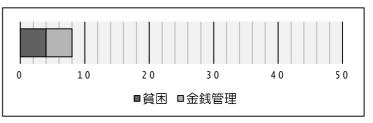
大分類「くらし」でも取り上げたが、このような状況において実際に養護者不在となる事例が多数みられ、 障害者の生活の場の確保に苦慮する事態となっている。(「家族の疾病、障害による介護負担」、「高齢による介 護負担」)

精神障害に起因するひきこもりの事例も複数みられた。いわゆる8050問題と言われる、養護者の介護保険の利用開始に伴い、これまで支援のなかった長期間の在宅を続ける精神障害者が、今後も顕在化すると思われる。ところが、ひきこもり支援に対しては、障害福祉や高齢福祉などと違い、定まったスキームはなくコーディネーターも存在しない。定期的な通所の訓練として機能していた就労移行支援は、一般就労を目指す厚生労働省の方針もあり、活用が難しくなってきた。相談支援専門員自ら、支援方法を模索する必要がある。(「高齢による介護負担」、「その他」)

浪費のある障害者に対し、家族が本人に金銭を渡すなどし、家族間の共依存が本人の自立を阻害する事例も 見られた。(「家族間の共依存」)

大分類「経済」

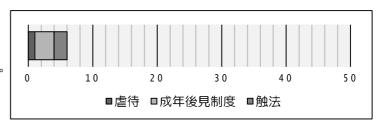
これまでグレーゾーンで生きてきた、自立 生活がある程度できる知的障害者が、年金を 未納であったために障害年金を受給できず、 就労が困難になるにつれ生活に困窮する事 例があった。この他、生活力の乏しい805



〇問題や、金銭管理の苦手な精神障害者などの事例が目立つ。経済活動を含め、生活を自分でクリエイトする、 生活をイメージできる教育が日本にはない。学力ではなく、生活力を鍛えるプログラムが、学童期には必要だ。 (「収入が少ない」、「出費が多い」、「浪費」、「借金」、「金銭管理を支援する資源が不足している」)

大分類「権利擁護」

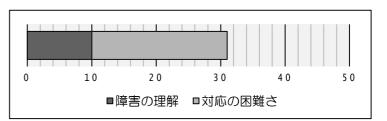
養護者不在により成年後見制度が必要な 事例も散見されるが、経済的な問題により報 酬が賄うことができず、利用に至っていない。 瑞穂市において、成年後見制度利用支援事業 に係る中核機関の設置に向けた取り組みが



なされており、障害福祉との連携が期待される。(「制度が活用されていない」、「報酬の問題」) 窃盗を繰り返す知的障害者の事例があった。効果的な支援方法がなく、対応が難しい。(「類犯防止」)

大分類「障害特性」

大分類「家族」で述べたが、療育時期の家族が支援を不要とする姿勢により、強度行動障害に対する支援が進まず、家庭環境が危機的な状況となる事例が多数ある。特に、養護者不在時に向けた準備が思うように進まな



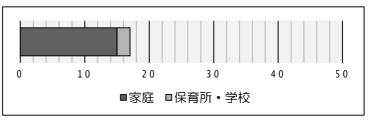
い状況で、実際に養護者不在となり、強固な強度行動障害であることも重なり、受け入れ先に苦慮する事例も増えてきた。(「家族の理解が不十分」、「支援・介護拒否」、「健康管理ができない」、「対人関係の問題」、「緊急対応が必要」)

また、支援拒否とまでは至らないが、本人との関わりを学ばない家族の事例が、これまで繰り返し述べてきたように近年増えている。これは家族が若い世代に多く、サービスの充足が家族の養育能力の低下を招いており、介護保険と同様の事態が起きている。この場合も、将来、前述のようにならないよう注意しなければならない。(「家族の理解が不十分」)

この他、希死念慮が激しく、自殺未遂を繰り返す事例もみられた。(「意欲の低下」)

大分類「子ども」

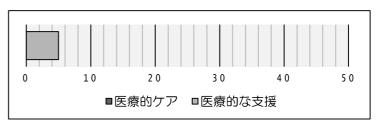
大分類「余暇社会参加」で述べた事例は、 学童保育の代替として放課後等デイサービ スを利用するものであったが、近年の児童発 達支援事業所の増加に伴い、就学前から預か り目的として児童発達支援を利用する事例



も目立つ。児童発達支援事業所の中には、放課後等デイサービスと同一敷地内で開設しているものもあり、就 学前から高校卒業までの障害児を一緒くたに支援することになる。家族の意識とともに、支援の質も問題であ る。また、医療型児童発達支援が遠方のために利用を中止し、近隣の福祉型児童発達支援の利用に切り替える 事例もあった。(「家族の障害理解が不十分」、「養育能力が低い」)

大分類「医療」

自閉症の障害児を持つ家族が日本語の話 せない外国人のため、言語の疎通が妨げとな り、適切に医療機関へ受診できていないので はないかと思われる事例があった。言語によ る伝達に齟齬が発生すると、そもそも適切な



支援がなされない。外国人の障害児は増加傾向にあり、国際化に対応した相談支援のあり方が求められる。また、そのような障害児に対する日本語の教育も、今後に日本で生活する上では欠かせず、必要な支援である。 (「未受診」)

考察

大分類「くらし」の高得点が目立つ。中でも小分類「居住」にある、課題「障害特性に適した暮らしの場の確保」「居住系事業の不足・人材不足」「介護者亡き後の支援」の点数が高い。これは障害者、養護者の高齢化が進行し、実際に養護者不在の状況が発生しているためである。また、大分類「家族」の小分類「家族関係」にある、課題「家族の介護能力が低い」の点数も高いが、これは前述の課題「障害特性に適した暮らしの場の確保」と相互関係にある部分もある。強度行動障害に対し、家族の対応をする能力が低いために、強固な問題行動が存在し続け、居住系受け入れ先の確保を困難にしている。このように、強度行動障害に対応した共同生活援助の確保は切迫した問題であるが、現状、対応する事業所が県内にほぼない。なんらかの手立てが必要である。

一方で、家族の対応をする能力を向上させる取り組みも必要だ。大分類「子ども」の小分類「家庭」にある、課題「養育能力が低い」の高得点が示すように、若い世代の養育能力の低下が目立つ。母の就労、核家族化、地域との繋がりの希薄化といった、家庭を取り巻く環境の変化が、預かりのニーズの高まりを促進し、放課後等デイサービス、児童発達支援等の事業所の充足がそれを満たしている。しかし、サービスに頼る意識が、自己解決する能力の向上を阻害し、養育能力の低下を招いている。本巣市、大垣市等の近隣市町は、特別支援学校利用者、特別支援学級利用者毎に放課後等デイサービスの支給量に制限を設け、こういった問題に対応している。瑞穂市は、申請時に医療的な意見書等を求めはするものの、支給量に関する制限は特にない。他市町の

ように制限を設けるべきか、検討しなくてはいけない。また、ただ制限をかけるのみでは、現に存在する預かりのニーズを解決できない。他市町は預かりのニーズにどう対応しているか、瑞穂市と比較してどうか、調査をする必要がある。これら障害児の預かりに係る調査、検討をする組織として、プロジェクトチームの設置を提言する。

実現には難しい提言もあると思うが、敢えて夢いっぱい、瑞穂市に係る相談支援専門員の願う思いを列挙した。日々の業務から募る切望を感じていただければ幸いだ。今後もサンプル数の増加を図るなど、当分析の精度を高めるために努力したい。

大 分 類		小 分 類		課題		
				障害特性に適した暮らしの場の確保	8	
				居住系事業の不足・人材不足	6	
			3 2	不衛生、ゴミ屋敷等の環境の問題	1	
<5U 33		居住		介護者亡き後の支援	11	
				緊急時の支援	6	
	3 3			その他	0	
		地域移行	1	精神科病院からの地域移行	0	
				入所施設からの地域移行	1	
				矯正施設からの地域移行	0	
				その他	0	
		サービス	10	サービス事業所の不足	4	
				サービスの質	4	
				人材不足	2	
口中注题	17			その他	0	
日中活動	17		7	家族の介護と仕事の両立ができない	0	
		÷#774		就労の場の確保	3	
		就労		本人に見合った就労支援	4	
				その他	0	
				外出支援が充分に受けられない	2	
0.00741.0.4040		フォーマル	7	行動援護サービスの不足	2	
	1.6			その他	3	
余暇社会参加	16		9	ボランティアが少ない	4	
		インフォーマル		活動の場がない	5	
				その他	0	
			19	行動の問題による介護負担	8	
		介護負担		家族の疾病、障害による介護負担	5	
				高齢による介護負担	4	
家族				その他	2	
	4 5	家族関係	2 6	家族の介護能力が低い	10	
	4 3			家族関係が悪い	5	
				家族間の共依存	2	
				家族が支援を拒否する	4	
				身寄りがない、家族と疎遠	3	
				その他	2	
経済	8	貧困	4	収入が少ない	3	
				出費が多い	1	
				その他	0	
		金銭管理	4	浪費	1	
				借金	1	
				金銭管理を支援する資源が不足している	1	
				その他	1	

大 分 類		小分類		課題		
				養護者からの虐待	1	
権利擁護			1	サービス事業者からの虐待	0	
		虐待		使用者からの虐待	0	
				一時保護施設がない	0	
				その他	0	
	6	成年後見制度	3	制度が活用されていない	2	
				報酬の問題	1	
				その他	0	
		触法	2	偏見	0	
				類犯防止	1	
				その他	1	
			10	本人に病識がない	2	
				家族の理解が不十分	7	
		障害の理解		支援者の理解が不十分	0	
				地域住民の理解が不十分	1	
				その他	0	
₽ ≠ (= > μ+ , μ+	2.1		21	緊急対応が必要	2	
障害特性	3 1			意欲の低下	4	
		対応の困難さ		支援・介護拒否	3	
				支援者の連携ができていない	0	
				健康管理ができない	4	
				対人関係の問題	6	
				その他	2	
			15	家族の障害理解が不十分	4	
		家庭		家族関係が悪い	2	
				養育能力が低い	8	
				その他	1	
		保育所・学校	2	支援者の理解が不十分	0	
子ども	17			学校生活上の悩み	1	
				進路	1	
				不登校	0	
				連携が困難	0	
				児童養護施設からの地域移行	0	
				その他	0	
医療	5	医療的ケア	0	人材の不足	0	
				受け入れ先の不足	0	
				医療機関との連携	0	
				その他	0	
		医療的な支援	5	未受診	1	
				服薬管理	4	
				その他	0	